

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **IFRS 第 9 号の設例の取入れに関する検討（ステップ 6）**

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の設例の取入れに関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

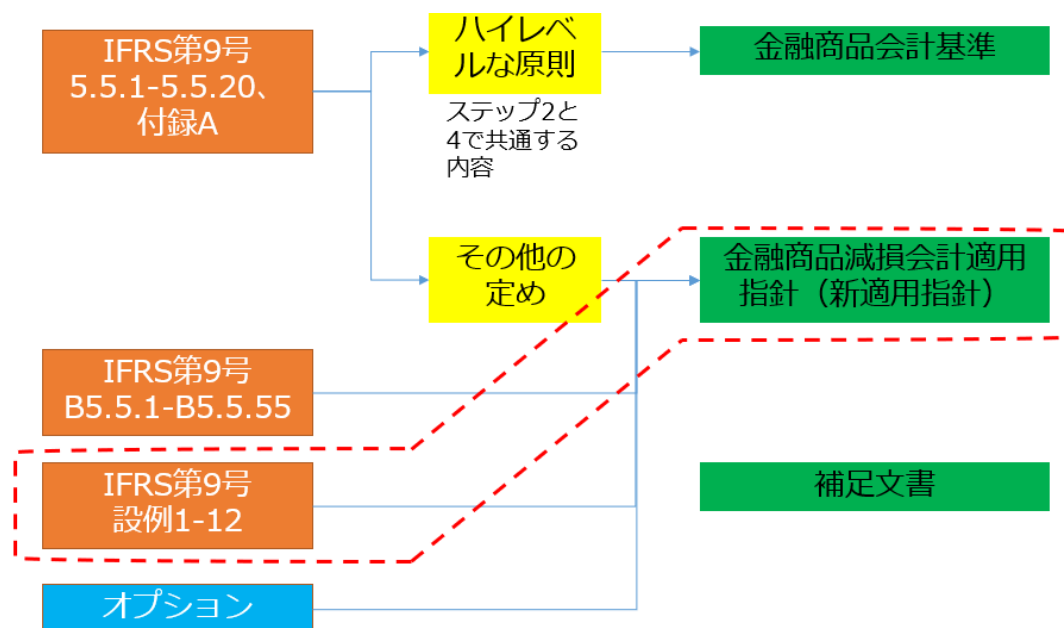
## II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）及び第 227 回金融商品専門委員会（2024 年 10 月 24 日開催）において、減損に関する基準体系について次の事務局提案（本日の審議に関連する内容のみ記載）を行った。

(1) IFRS 第 9 号の設例 1 から設例 12（IE6 項から IE77 項）は、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討した上で、新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）に含める。

3. 本資料では、IFRS 第 9 号の設例 1 から設例 12 について、設例の概要及び新適用指針への取入れ方針に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しする。

4. なお、今回の検討対象のイメージ図は以下の通りである。



### III. ASBJ 事務局による分析及び提案

#### (設例 1—信用リスクの著しい増大)

5. 設例 1 は、貸付金の当初認識以降に信用リスクの著しい増大 (SICR) があったと判断する場合の具体的な例を示している。IE10 項では、信用リスクを評価する際の考慮要因として、次の事項が含まれる場合があるとされている。
  - (1) マクロ経済環境の悪化
  - (2) 特約条項違反の可能性
  - (3) 債券の取引価格の低下
  - (4) 内部的なリスク格付の見直し
6. 前項のとおり、SICR を評価する際の考慮要因を示すことで、具体的な SICR の評価方法を提供することができると考えられることから、設例 1 について新適用指針に取り入れることが考えられる。
7. ここで、IE7 項では「会社 Y は、さまざまなトランシェに分割された優先保証付借入枠を含んだ資金調達構造を有している。銀行 X は、当該融資枠の 1 つのトランシェを会社 Y に提供する。」という前提を置いている。当該記載については、過度に複雑な前提であると考えられることから、より一般的な前提に簡略化して取り入れることが考えられる。

#### (設例 2—信用リスクの著しい増大がない)

8. 設例 2 は、市況の悪化が継続するという予想にもかかわらず、貸付金の当初認識以降に SICR は生じていなかったと判断する場合の具体的な例を示している。
9. この点、設例 1 と同様に具体的な SICR の評価方法を提供するために有用であると考えられ、また設例 1 とは表裏の関係にあることから、設例 2 について新適用指針に取り入れることが考えられる。

#### (設例 3—十分な担保のある金融資産)

10. 設例 3 は、貸付金に対して十分な担保を保有している場合であっても、保有している担保の価値に関係なく、SICR が生じているかどうかを評価する必要があることを示す例である。また、この場合に SICR が生じていると判断し、全期間の予想信用損失を認識することとなったとしても、当該貸付金に係る予想信用損失は担保価値を考慮し少額となる可能性があることも示している。
11. 前項のとおり、設例 3 は SICR の評価及び予想信用損失の算定における担保の考え

方を示すものとして有用であると考えられることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。

**(設例 4—投資適格の公募社債)**

12. 設例 4 は、投資適格の社債について IFRS 第 9 号第 5.5.10 項の低い信用リスクによる単純化を適用する場合の具体的な例を示している。
13. この点、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について、予想信用損失の対象とするかどうかの議論が継続しているため、当該議論を踏まえて検討することが考えられる。仮に満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について予想信用損失の対象とする場合には、企業が保有する投資適格の債券の SICR を評価する際に参考にすることができると考えられることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。

**(設例 5—信用リスクの変動に対する反応性)**

14. 設例 5 は、住宅ローンの SICR の評価に関して、個別に評価する場合と集散的に評価する場合の例を示している。また、集散的評価について、ローンを共通のリスク特性に基づいて識別する「ボトムアップ」アプローチと、顧客を表す共通のリスク特性に基づいて特定のサブポートフォリオを識別することが可能ではない場合の「トップダウン」アプローチについて説明している。
15. この点、特に集散的評価について具体的な適用方法を提供することができると考えられることから、設例 5 について新適用指針に取り入れることが考えられる。
16. ここで、IE30 項では「銀行 ABC は、信用スコアに基づく受入要件を設けており、信用スコアが『受入レベル』を上回るローンは承認される。借手が契約上の支払義務を果たすことができると考えられるからである。新規の住宅ローンを組成する際に、銀行 ABC は、信用スコアを用いて当初認識時における債務不履行発生のリスクを算定する。」とされている。「信用スコア」は外部から入手する信用スコアが含まれると考えられるものの、我が国の現行実務では顧客情報に基づく内部でのスコアリングを用いることが一般的と考えられる。このため、より一般的な設例となるように表現を見直した上で取入れることが考えられる。

**(設例 6—当初の信用リスクの上限との比較)**

17. 設例 6 は、当初認識時の信用リスクが同様である金融商品のポートフォリオにおいては、企業が受け入れ可能な当初の信用リスクの限度を決定した上で、当該信用リスクの上限と期末時点の当該ポートフォリオに含まれる金融商品の信用リスクを比較することで SICR の評価を行うことができる場合及びできない場合の具体的な

例を示している。

18. この点、設例 6 は、ステップ 2 における原則的な SICR の評価を行う場合に適用の単純化及び実務負担を軽減するための方法の 1 つを提供するものと考えられる。
19. ここで、第 485 回企業会計基準委員会（2022 年 8 月 23 日開催）及び第 185 回金融商品専門委員会（2022 年 8 月 9 日開催）においてステップ 2 を採用する金融機関における SICR の判定に関して補足文書で示すことを提案した我が国における現行の信用リスク管理の実務と親和的な適用イメージは、設例 6 と後述する設例 7 の考え方を組み合わせた上で、一部の債権について債権単位による相対的アプローチを用いて SICR の評価方法を示すものであると考えられる。
20. 前項を踏まえ、補足文書で示すことを提案している適用イメージの基礎となる設例 6 について、新適用指針に取り入れることが考えられる。

#### **（設例 7—信用リスクの相手方評価）**

21. 設例 7 は、債務者単位での内部信用リスク格付に基づいて貸付金の SICR を評価することができる場合及びできない場合の具体的な例を示す設例である。
22. この点、設例 7 は設例 6 と同様にステップ 2 における原則的な SICR の評価を行う場合に適用の単純化及び実務負担を軽減するための方法の 1 つを提供するものと考えられる。
23. また、本資料第 19 項のとおり、設例 7 はステップ 2 を採用する金融機関における SICR の判定に関して補足文書で示すことを提案している適用イメージの基礎となる設例であることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。

#### **（設例 8—明示的な「倒産確率」アプローチを用いた 12 か月の予想信用損失の測定）**

24. 設例 8 は、倒産確率（PD）及び倒産時の損失率（LGD）を用いた予想信用損失の算定の具体的な例を示している。
25. この点、実務上 PD 及び LGD を用いて予想信用損失を算定することがあると考えられることから、複数存在する算定方法の 1 つとして、設例 8 を新適用指針に取り入れることが考えられる。

#### **（設例 9—損失率アプローチに基づく 12 か月の予想信用損失の測定）**

26. 設例 9 は、過去の債務不履行及び損失の実績に将来予測的な情報を考慮して予想信用損失を算定する場合の具体的な例を示している。
27. この点、設例 9 は、現行実務において貸倒引当金の算定に用いられる貸倒実績率を

活用して予想信用損失を算定する方法の一つと考えられ、実務上有用と考えられることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。

**(設例 10ーリボルビング信用枠)**

28. 設例 10 は、1 日の通告期間後に解約する契約上の権利を有するクレジットカードの信用枠について、予想存続期間の見積り方及び予想信用損失の算定の具体的な例を示している。
29. この点、我が国においても同様の特徴を有するクレジットカードがあると考えられることから、当該クレジットカードの予想存続期間及び予想信用損失の算定に関する具体的な例を示すことは有用であると考えられる。このため、設例 10 を新適用指針に取り入れることが考えられる。

**(設例 11ー契約上のキャッシュ・フローの条件変更)**

30. 設例 11 は、認識の中止を生じない条件変更に関して、条件変更損失の認識及び条件変更後の損失評価引当金の再測定等について具体的な例を示している。
31. この点、本プロジェクトにおいて IFRS 第 9 号の条件変更に関する定めは取り入れないとしたことから、設例 11 についても新適用指針に取り入れないことが考えられる。

**(設例 12ー引当マトリクス)**

32. 設例 12 は、営業債権について IFRS 第 9 号第 5.5.15 項に従って損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定する場合に、期日経過ごとの債務不履行率を基礎として算定する方法の具体的な例を示している。
33. この点、ステップ 5 を採用する一般事業会社における営業債権、契約資産及びリース債権の取扱いとして、IFRS 第 9 号の単純化したアプローチに関する定めを取り入れることを提案していることから具体的な算定方法の例を示すことは有用であると考えられる。
34. ここで、IE76 項及び IE77 項において、「1-30 日の期日経過」のように期日経過の日数を用いている箇所について、新適用指針ではこれまでの審議で聞かれた意見を踏まえ、「30 日超経過」を「1 か月超経過」に置き換えて取り入れることを提案していることから、設例 12 についても期日経過の日数を月数に置き換えた上で新適用指針に取り入れることが考えられる。

**(事務局提案)**

35. 第 5 項から前項までの分析に基づき、設例 1 から設例 10 及び設例 12 について、一

部表現を見直した上で新適用指針に取り入れることが考えられるかどうか。

**ディスカッション・ポイント**

本資料第 5 項から第 35 項に示した ASBJ 事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上